

産業衛生 レポート

No.563

2026 年 8 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

令和 9 年度 濃度基準値の設定等について（追加 48 物質）（案）

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）
（令和 8 年 5 月 26 日 パブリック・コメント）

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）
（令和 8 年 7 月 10 日 パブリック・コメント）

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（令和 5 年厚生労働省告示第 177 号。「濃度基準告示」）に規定される濃度基準値対象物質として、新たに 48 物質を追加するとともに、物質ごとの濃度基準値（告示）と測定方法（技術指針）案が公表された。

以下に、濃度基準値等の概要と濃度基準値の一覧（別表）を示す。

（1）適用期日等

告示・技術指針 令和 8 年 8 月下旬 告示・公示（予定）

適用期日 令和 9 年 10 月 1 日

（2）主な対象物質

水酸化ナトリウム、水酸化カリウム（いずれもアルカリ洗浄剤として、金型洗浄や食堂等で使用）、
硫酸銅（めっき、顔料）、メチルシクロヘキサン（防湿剤等）等

（3）別表

物の種類	8 時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アジ化水素	—	0.1 ppm
アジ化ナトリウム	0.2mg/m ³	—
アセトフェノン	4 ppm	—
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m ³	—
4－アミノ－6－ターシャリ－ブチル－3－メチルチオ－1, 2, 4－トリアジン－5 （4 H）－オン（別名メトリブジン）	1 mg/m ³	—
アルファーピネン	5ppm	—
N－エチルモルホリン	3ppm	—
塩化亜鉛	—	4mg/m ³ ※
塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	0.5mg/m ³	—
クロロアセトアルデヒド	0.3ppm	1ppm
1－クロロ－1, 1－ジフルオロエタン（別名 H C F C－142 b）	1,000ppm	—
クロロメタン（別名塩化メチル）	10ppm	—
シアン化亜鉛（Ⅱ）	シアンとして 1.5mg/m ³	シアンとして 4.5mg/m ³ ※
ジクロロ酢酸	0.15ppm	—
2－（ジ－ノルマル－ブチルアミノ）エタノール	15mg/m ³	—
臭化エチル	5ppm	—

硝酸亜鉛 (Ⅱ) 及びその六水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	—
シラン	30ppm	—
水酸化カリウム	1mg/m ³	2mg/m ³ ※
水酸化ナトリウム	1mg/m ³	2mg/m ³ ※
ストリキニーネ	0.15mg/m ³	—
ターシャリープチルアミン	3pm	—
ターシャリープチル=ヒドロペルオキシド	0.5ppm	—
炭化けい素 (炭化けい素ウイスキーに限る。)	0.1 繊維/ml	—
タングステン	3mg/m ³	—
チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)	0.05mg/m ³	—
鉄水溶性塩 (硫酸鉄 (Ⅱ) 七水和物に限る。)	鉄として 1mg/m ³	—
1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン	0.1ppm	—
テルル	0.1mg/m ³	—
銅及びその化合物 (塩化銅 (Ⅱ)、塩化銅 (Ⅱ)-水酸化銅 (Ⅱ) (1/3)、銅、四塩化銅 (Ⅱ) 酸二アンモニウム二水和物、四塩化銅 (Ⅱ) 酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅 (Ⅰ) 及び弗化銅 (Ⅱ) に限る。)	銅として 0.25mg/m ³	—
銅及びその化合物 (塩化銅 (Ⅰ) に限る。)	銅として 0.3mg/m ³	—
銅及びその化合物 (シアン化銅 (Ⅰ) 及び炭酸銅 (Ⅱ)-水酸化銅 (Ⅱ) (1/1) に限る。)	銅として 1mg/m ³	—
銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物 (六弗化けい酸銅 (Ⅱ) に限る。)	銅として 0.25mg/m ³	—
銅及びその化合物並びに沃素及びその化合物 (沃化銅 (Ⅰ) に限る。)	沃素として 0.08mg/m ³	—
銅及びその化合物 (硫酸銅 (Ⅱ) 及び硫酸銅 (Ⅱ) 五水和物に限る。)	銅として 0.01mg/m ³	—
1, 3, 5-トリクロロベンゼン	0.5ppm	—
1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン	0.05mg/m ³	—
バリウム	1mg/m ³	—
1-(N-フェニルアミノ) ナフタレン	1 mg/m ³	—
2-フェニルフェノール	10mg/m ³	—
ベンジルアルコール	2ppm	—
メチルシクロヘキサソ	100ppm	—
メチル-ノルマル-ペンチルケトン	100ppm	—
メチルプロピルケトン	—	150ppm
d-リモネン	3ppm	—
硫化ジメチル	10ppm	—
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として 2.5mg/m ³	—
りん酸亜鉛	亜鉛として 2.5mg/m ³	—

1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。

2 ※の付されている短時間濃度基準値は、濃度基準告示 第 2 号ロの規定の適用の対象となるとともに、同告示第 3 号ハの規定の適用の対象となる天井値。

詳細は以下をご確認ください。

■告示 概要 [安衛則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件\(案\)について](#)

■告示 概要別表 [別表](#)

■技術指針 概要 [化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件\(案\)の概要](#)

■技術指針 新旧対照表 [化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 新旧対照表](#)

■濃度基準値の一覧 [令和7年10月8日現在\(令和8年10月1日施行分まで掲載\)](#)

[安衛則第 577 条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等\(一覧\).xlsx](#)

=====

令和 8 年度 第 3 回化学物質管理に係る専門家検討会 資料

～令和 7 年度政府 GHS 分類結果に基づく皮膚等障害化学物質一覧、がん原性告示物質一覧（案）～

(令和 8 年 7 月 16 日 厚生労働省公表)

令和 8 年度 第 3 回化学物質管理に係る専門家検討会が、7 月 16 日に開催され、令和 7 年度 政府の GHS 分類に基づく皮膚等障害化学物質一覧、がん原性告示物質一覧（案）が公表されています。一覧を記載しますので、確認をお願いします。

◎ 皮膚等障害化学物質

天然ゴム（天然ゴム由来ラテックス）など 27 物質が新規追加、区分変更 1 物質、4 物質が削除（告示予定）。

	CAS RN	国による GHS 分類の名称	労働安全衛生法令の名称	備考	皮膚刺激性 有害物質
1	52234-82-9	2,2-ビス（ { [3-（1-アジリジニル）プロパノイル] オキシ } メチル）ブチル =3-（1-アジリジニル）プロパノアート	2,2-ビス（ { [3-（1-アジリジニル）プロパノイル] オキシ } メチル）ブチル =3-（1-アジリジニル）プロパノアート	新規追加	●
2	162881-26-7	フェニルビス（2,4,6-トリメチルベンゾイル）ホスフィン=オキシド	フェニルビス（2,4,6-トリメチルベンゾイル）ホスフィン=オキシド	新規追加	●
3	1588-79-0	オクタン酸コバルト（II）（別名カプリル酸コバルト(II)）	コバルト及びその化合物	新規追加	●
4	600-14-6	2,3-ペンタンジオン	ペンタン-2,3-ジオン	新規追加	●
5	10191-41-0	2,5,7,8-テトラメチル-2-（4,8,12-トリメチルトリデカン-1-イル）クロマン-6-オール（別名(±)-α-トコフェロール）	2,5,7,8-テトラメチル-2-（4,8,12-トリメチルトリデシル）クロマン-6-オール（別名 d-α-トコフェロール）	新規追加	●
6	115-27-5	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビスクロ [2,2,1] -5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸無水物（別名無水クロレンド酸）	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビスクロ [2,2,1] -5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸無水物	新規追加	●
7	4394-85-8	N-ホルミルモルホリン（別名 4-ホルミルモルホリン）	N-ホルミルモルホリン	新規追加	●
8	107-75-5	ヒドロキシシトロネ랄	ヒドロキシシトロネ랄	新規追加	●
9	214417-91-1	N'-（1,3-ジメチルブチリデン）-3-ヒドロキシ-2-ナフトヒドラジド	N'-（1,3-ジメチルブチリデン）-3-ヒドロキシ-2-ナフトヒドラジド	新規追加	●
10	19372-44-2	カルシウム(II)アセチルアセトナート（別名ビス(2,4-ペンタンジオナト)カルシウム）	アセチルアセトナート二価金属錯塩	新規追加	●
11	26172-55-4	5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン（別名 5-クロロ-2-メチル-3-イソチアゾロン）	5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン	新規追加	●
12	15930-94-6	テトラヒドロキシクロム酸亜鉛	クロム及びその化合物	新規追加	●
13	142-31-4	ナトリウム=オクチル=スルファート（別名 n-オクチル硫酸ナトリウム）	ナトリウム=オクチル=スルファート	新規追加	●
14	142-87-0	ナトリウム=デシル=スルファート（別名 n-デシル硫酸ナトリウム）	ナトリウム=デシル=スルファート	新規追加	●
15	155-04-4	2-メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩	2-メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩	新規追加	●
16	9006-04-6	天然ゴム由来ラテックス	天然ゴム	新規追加	●
17	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	アルファ-メチルスチレン	新規追加	●
18	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン	1,3-ジフェニルグアニジン	新規追加	●
19	103-50-4	ジベンジルエーテル	ジベンジルエーテル	新規追加	●

20	109-72-8	n-ブチルリチウム	ブチルリチウム	新規追加	●
21	13360-57-1	ジメチルスルファモイル＝クロリド	ジメチルスルファモイル＝クロリド	新規追加	●
22	3586-55-8	(エチレンジオキシ) ジメタノール	(エチレンジオキシ) ジメタノール	新規追加	●eye
23	3380-30-1	5-クロロ-2- (4-クロロフェノキシ) フェノール (別名ジクロサン)	5-クロロ-2- (4-クロロフェノキシ) フェノール	新規追加	●eye
24	80-73-9	1,3-ジメチル-2-イミダゾリジノン	1,3-ジメチル-2-イミダゾリジノン	新規追加	●eye
25	10099-74-8	硝酸鉛	鉛及びその無機化合物	新規追加	●eye
26	122-20-3	トリス (2-ヒドロキシプロピル) アミン [別名: トリイソプロパノールアミン]	トリエチルアミン	新規追加	●eye
27	131-52-2	ペンタクロロフェノールナトリウム (別名ナトリウムペンタクロロフェノキッド)	ペンタクロロフェノールナトリウム塩	新規追加	●eye
28	124-68-5	2-アミノ-2-メチルプロパノール	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	分類変更 ●eye→●	●
29	334-48-5	n-デカン酸 (別名 n-カプリン酸)	デカン酸	削除 (眼区分 1→区分 2)	－
30	84-66-2	ジエチル＝フタレート (別名フタル酸ジエチル)	フタル酸ジエチル	削除 (皮膚感受性区分 1→区分に該当しない)	－
31	7758-95-4	塩化鉛 (Ⅱ)	鉛及びその無機化合物	削除 (眼区分 1→分類できない)	－
32	1314-23-4	酸化ジルコニウム	ジルコニウム及びその化合物	削除 (皮膚感受性区分 1→区分に該当しない)	－

※皮膚吸収性有害物質の見直しについては、別途検討予定。

◎ がん原性告示物質一覧 (案)

酸化アンチモンなど 14 物質が新規追加され、炭化けい素など 3 物質が削除されています (炭化けい素ウィスカーはがん原性物質対象物質)。

	CAS RN	国による GHS 分類における化学物質の名称 (GHS 分類名称)	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称 (法令名称)	発がん性区分	備考
1	1588-79-0	オクタン酸コバルト (Ⅱ) (別名カプリル酸コバルト(Ⅱ))	コバルト及びその化合物	区分 1B	新規追加
2	1327-33-9	酸化アンチモン	アンチモン及びその化合物	区分 1B	新規追加
3	1429-50-1	N,N,N',N'-テトラキス (ホスホノメチル) エチレンジアミン	N,N,N',N'-テトラキス (ホスホノメチル) エチレンジアミン	区分 1B	新規追加
4	115-27-5	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ [2,2,1] -5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸無水物 (別名無水クロレンド酸)	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ [2,2,1] -5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸無水物	区分 1B	新規追加
5	3586-55-8	(エチレンジオキシ) ジメタノール	(エチレンジオキシ) ジメタノール	区分 1A	新規追加
6	15930-94-6	テトラヒドロキクロム酸亜鉛	クロム及びその化合物	区分 1A	新規追加
7	155-04-4	メルカプトベンゾチアゾール亜鉛塩	2-メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩	区分 1B	新規追加
8	7789-38-0	臭素酸ナトリウム	臭素酸ナトリウム	区分 1B	新規追加
9	7758-01-2	臭素酸カリウム	臭素酸カリウム	区分 1B	新規追加
10	107534-96-3	(RS) -1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3- (1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル) ペンタン-3-オール (別名デブコナゾール)	(RS) -1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3- (1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル) ペンタン-3-オール (別名デブコナゾール)	区分 1B	新規追加
11	7758-95-4	塩化鉛 (Ⅱ)	鉛及びその無機化合物	区分 1B	新規追加
12	10099-74-8	硝酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分 1B	新規追加
13	13360-57-1	ジメチルスルファモイル＝クロリド	ジメチルスルファモイル＝クロリド	区分 1B	新規追加
14	131-52-2	ペンタクロロフェノールナトリウム (別名ナトリウムペンタクロロフェノキッド)	ペンタクロロフェノールナトリウム塩	区分 1B	新規追加

15	1072-35-1	ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分 1B→区分 2	削除
16	7446-14-2	硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分 1B→区分 2	削除
17	409-21-2	炭化けい素	炭化けい素	区分 1B→区分 2 等	削除

※対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の GHS 分類の結果、発がん性の区分が区分 1 (細区分の区分 1A 及び区分 1B を含む。)に該当する物 (エタノール、特定化学物質障害予防規則 (特化則) 第 38 条の 3 に規定する特別管理物質は除く。)

◆がん原生物質の記録等について

がん原生物質の記録等については、法改正により以下の規定が追加されていますのでご注意ください。

▶ 事業者が事業を廃止する場合

所轄労働基準監督署長に、がん原生物質関係記録等報告書に、リスクアセスメント健康診断の結果及び作業記録等 (がん原生物質に限る) を添えて提出しなければなりません。

(安衛則第 577 条の 2 の 2 令和 8 年 7 月 1 日施行)

▶ がん原生物質であった物質が、発がん性の区分変更により、がん原生物質に該当しないこととなった場合

がん原生物質に該当していた期間に実施したリスクアセスメント健康診断の結果及び作業記録等は、作成から 30 年間保存が必要です。

(安衛則 附則第 33 条 令和 10 年 4 月 1 日施行)。

詳細は以下をご確認ください。

- 令和 8 年度第 3 回化学物質管理に係る専門家検討会 [令和 8 年度第 3 回化学物質管理に係る専門家検討会 資料 | 厚生労働省](#)
- 資料 [令和 7 年度政府 GHS 分類結果に基づく皮膚等障害化学物質一覧.pdf](#)
[令和 7 年度政府 GHS 分類結果に基づくがん原性告示物質一覧\(案\).pdf](#)
- 皮膚等障害化学物質の一覧 (令和 9 年 4 月 1 日適用分まで掲載)
[皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト.xlsx](#)
- がん原生物質の一覧 (令和 10 年 4 月 1 日適用分まで掲載)
[労働安全衛生規則第 577 条の 2 の規定に基づき作業記録等の 30 年間保存の対象となる化学物質の一覧.xlsx](#)